

令和5年度 保育士修学資金 貸付制度のご案内



指定保育士
養成施設
入学後に申請

募集期間

令和5年5月1日(月)
～ 5月31日(水)

貸付額

月額5万円以内
(総額120万円以内)

制度の概要

指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等において働きたいという意欲を持った学生の方を対象に修学資金の貸付を行うものです。

指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等に就職し、保育士として引き続き5年間勤務した場合には、修学資金の返還が免除されます。

(5年間従事できなかった場合は返還が必要です。)

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

詳しくは、裏面お問合わせ先にご連絡ください

申請対象者

※右記の要件を全て満たす方

- 三重県内の指定保育士養成施設(4年制大学・短大・専門学校)に在学している方、又は三重県外の指定保育士養成施設に在学しており原則として三重県に住民票を有している方
- 指定保育士養成施設を卒業後、三重県内の保育所等で保育士として働く意思がある方
- 経済的理由により修学が困難の方(世帯収入が1,000万円以下を目安とする)

募集人数 100名程度

貸付期間 指定保育士養成施設に在学する期間(最長2年間)

貸付方法 貸付契約後、年2回に分けて本人名義の指定口座に振り込みます。

利子 無利子

ただし、定められた期日までに正当な理由がなく返還されない場合は、延滞利子を徴収します。

連帯保証人 1名

申込方法 指定保育士養成施設を経由して、三重県社会福祉協議会に申請してください。

お問い合わせ先



〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
三重県保育士・保育所支援センター

TEL 059-227-5160

FAX 059-222-0170

WEB <https://mienohoiku.jp/kashitsuke/>

